

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 藤 江 康 儀 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を三島市監査基準（令和 2 年三島市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類及び対象

財政援助団体の監査

(1) みしま花のまちフェア補助金

所管課 産業文化部 農政課

団 体 みしま花のまちフェア実行委員会

(2) 市民すこやかふれあいまつり補助金

所管課 社会福祉部 福祉総務課

団 体 市民すこやかふれあいまつり実行委員会

2 監査の範囲

令和 4 年度中の出納その他の事務の執行

3 監査の実施場所及び期間

監査委員事務局事務室及び監査委員室

令和 5 年 5 月 12 日から令和 5 年 6 月 2 日まで

4 監査の実施内容

(1) 事務局職員の事前調査

所管課及び団体からの調書及び関係書類の提出を求め、提出された資料に基づき調査を行った。

## (2) 監査委員による監査

事務局職員が収集した資料に基づく監査のほか、所管課及び団体のヒアリング（説明聴取）により実施した。

## 5 監査の評価項目

### (1) 所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出並びに補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

## 6 監査の結果

財政援助に係る収入支出事務について、各規程、決算書、現金出納簿等関係書類を調査した結果、市からの補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って概ね適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

### (1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

本市の様々な施策の推進を図るために協働の形として、市民・関係団体等の実行委員会の事務局を担うことは、今回の監査に限らず市全体としても多く見られ、過去における監査でも担当課に対して事務の適正化について注意を促してきた。

しかしながら、担当課としても事務処理上のリスクについては認識されているものの未だその改善方法には苦慮している傾向がみられる。

この状況を踏まえ、以下の点に留意し全庁的に統一的な基準を整備されたい。

- ア 事業と市の関係性を再度整理し、どのような予算計上が適切であるかの統一的な判断基準の整備を行うこと（補助金、負担金、委託料、市の直轄予算等）。
- イ 実行委員会形式を執ることが協働の一つの形として必要であれば、職員が任意団体の会計事務に従事する根拠を明確化し、地方公務員法第35条に抵触しないよう事務手続きを整備すること（職務命令、職務専念義務免除等）。
- ウ 公金を財源とした団体の経理においては、職員が従事する如何にかかわらず事務処理上のリスク低減対策として統一した公金に準じた会計基準の整備を行うこと。

今後において、職員が市の施策の推進を適正に執行するために、必要な手続きや体制整備など内部統制の一層の充実に努め、市民の信頼に基づく本市の施策・事業の更なる推進が図られるよう望むものである。

## (2) 個別事項

### ア みしま花のまちフェア実行委員会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

観光協会、JA富士伊豆農協、花に関する団体等と市で構成される「みしま花のまちフェア実行委員会」により、市補助金を財源にガーデンシティみしま推進事業の一環として「第10回みしま花のまちフェア」が令和4年5月21日（土）から29日（日）までの9日間に開催された。

当該事業では市内各所に花のオブジェを展示し、密を避け非接触型の「花めぐりスマホdeスタンプラリー」を実施し市内外565人の参加があった。市内の各所を巡りポイントを達成した参加者には寄せ植え等を景品としたことから花の販売促進にも繋がるイベントとなった。

コロナ禍での開催でありながら様々な工夫により行われ、市民に癒しをもたらす効果があったと思われる。

主管課においては団体の事務局として従事しており、補助金を交付する立場である市が補助団体の事務局を担うことは、補助金の基本的要件である公益性の判断や補助団体へのチェック機能が働く状況にあるとは言い難い。

事業の経費を自費で立替払いをし、契約事務においては価格の妥当性の検証が行われることなく業者を選定する等、一部不適切な会計処理も見られた。

これらの状況は、当該補助金の取扱いが地方自治法第235条の4第2項に規定する公金以外の現金の保管にあたり、地方自治法及び会計規則等の適用を受け

ないことが要因となっている。

以上のことを踏まえ、団体に対する市の関わり方について再度検討されたい。

#### イ 市民すこやかふれあいまつり実行委員会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

社会福祉関係の12団体と市で構成される「市民すこやかふれあいまつり実行委員会」により、市補助金を財源に、様々な立場や世代が交流を通して連携の輪を広げ明るい福祉のまちづくりを推進していくことを目的として「第27回市民すこやかふれあいまつり」が令和4年11月13日(日)に市民体育館を会場に開催された。

当該事業では新型コロナウイルス感染症対策として2過年度見送られ、令和4年度は3年ぶりの開催となり縮小規模で開催したものの、市内で活動している福祉団体等の活動を広く市民の方に周知し、福祉への理解を広げる一定の効果があったと思われる。

主管課においては前記の団体と同じく事務局として従事しており、補助金を交付する立場である市が補助団体の事務局を担うことは、補助金の基本的要件である公益性の判断や補助団体へのチェック機能が働く状況にあるとは言い難い。

当該補助金の取扱いは地方自治法第235条の4第2項に規定する公金以外の現金の保管にあたり、地方自治法及び会計規則等の適用を受けないことからリスクが高い状況にある。

以上のことを踏まえ、団体に対する市の関わり方について再度検討されたい。

### 7 団体及び補助金の概要

#### (1) みしま花のまちフェア実行委員会

補助金名称	みしま花のまちフェア補助金
補助の目的	水や緑、文化、歴史、富士山などの三島の魅力に「花」という癒しの彩りを加え、「三島に住みたい、訪れたい」と誰もが感じる「美しく品格のあるまちづくり」を協働で進める「ガーデンシティみしま」推進事業の一環として「第10回 みしま花のまちフェア」を開催する。デジタルスタンプラリーを実施し、市内の花のある場所を巡っていただくことで、花卉の販売促進等に繋げるとともに、コロナ禍で社会情勢が大きく変化する中、人々に癒しをもたらすことを目的とする。
補助金額	3,300,000円
団体の決算状況	歳入決算額 3,594,395円 歳出決算額 3,308,095円 (うち補助対象経費 3,300,000円) 翌年度繰越額 286,300円

(2) 市民すこやかふれあいまつり実行委員会

補助金名称	市民すこやかふれあいまつり補助金
補助の目的	当該事業は、さまざまな立場や世代の方が気軽に集う機会を提供することにより、交流を通して市民相互に思いやる心を育み、連帯の輪を広げて明るい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。
補助金額	1,344,700 円
団体の決算状況	歳入決算額 1,591,677円 歳出決算額 1,435,600円 (うち補助対象経費 1,344,700円) 翌年度繰越額 156,077円